

議案第 4 5 号

平成 2 8 年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金の徴収の特例に関する条例の制定について

平成 2 8 年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金の徴収の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 6 月 8 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

平成 2 8 年熊本地震による災害に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について、受益者分担金の徴収の特例措置を講ずるためこの条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

平成28年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金の徴収の特例に関する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

平成28年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金の徴収の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成28年熊本地震による災害が本町にとって未曾有の激甚な災害であることに鑑み、町が施行する災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（以下「事業」という。）について山都町建設事業分担金徴収条例（平成17年山都町条例第165号。以下「分担金徴収条例」という。）第2条の規定により町長が徴収する分担金の徴収の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分担金の不徴収)

第2条 平成28年熊本地震に伴い発生したがけ崩れに対する事業の施行に伴う分担金は、分担金徴収条例第2条の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。